

子育て未来応援プラン「あしや」
芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び
芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画

実施状況・評価結果報告書

＜令和元年度＞

芦 屋 市

昭和39年（1964年）5月

芦屋市民憲章

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

まえがき

本市では、市民、保護者代表、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成された「芦屋市子ども・子育て会議」を設置し、様々な立場の方々からご意見をいただきながら、「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画」を包含した子育て未来応援プラン「あしや」(芦屋市子ども・子育て支援事業計画)を策定いたしました。

現在、計画の基本理念である「みんなで育てる芦屋っ子」を目指し、「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくりを総合的に推進しているところです。

この度、「芦屋市子ども・子育て会議」において、令和元年度実績についての評価をいただきましたので、その結果をまとめ、報告させていただきます。

目次

第4章部分 子ども・子育て支援施策の推進方策

子ども・子育て支援施策の実績報告（総括）	2
子ども・子育て支援施策の実績（担当課報告分）	4
重点事業と評価基準	15
重点事業の実績と評価	16

第5章部分 1. 教育・保育

教育・保育の評価基準	21
教育・保育の提供体制の確保の実績と評価	22

第5章部分 2. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業と評価基準	25
地域子ども・子育て支援事業の実績と評価	28

基本目標別評価まとめ

～第4章「重点事業」・第5章「地域子ども・子育て支援事業」～	38
--------------------------------------	----

第4章部分

子ども・子育て支援施策の推進方策

第4章部分については、13の施策の方向ごとに各事業の実施状況をまとめました。

また、次世代育成支援対策推進行動計画(後期)の総括結果を踏まえ、特に重点的に取り組むこととした「重点事業」については、実績報告と併せて事業評価を行いました。

第4章 子ども・子育て支援施策の実績報告(総括)

【基本目標】

【施策の方向】

1. 家庭における子育てへの支援	(1)多様な子育て支援サービス環境の整備	保健福祉センター内の場を設けている。イベントや事業の案内をきめ細かな情報提供に
	(2)ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭に対するや広報紙、ホームページいる。今後も支援を漏れ
	(3)子育て家庭への経済的支援	窓口対応時の案内や保育料の無償化に伴い、継続的な支援に努める。
	(4)親と子どもの健康の確保	保健センターの母子保健病院では、産前・産後の確保や関係機関との
	(5)子育ての悩みや不安への支援	子育てセンターを中心に、令和2年度に新たに子ども支援員研修についても組んでいく。
	(6)要保護児童への支援	子育て支援センターでは、相談員による相談事業を支援を必要とする家庭に防ぐため、相談対応を
2. 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	(1)就学前教育・保育の体制確保	令和元年7月に小規模預かり事業についても取り組んでいく。また、作ってきた。今後も継続
	(2)小学校への円滑な接続	芦屋市接続期カリキュラム前教育・保育施設と小学校小学校と就学前施設との
3. すべての子どもの育ちを支える環境の整備	(1)地域における子どもの居場所づくりの推進	子ども同士が交流できる時間に合わせて参加子どもたちが安心して
	(2)安全・安心なまちづくりの推進	小学校、幼稚園、保育所できるよう、火災訓練や青少年育成愛護委員にづくりを目指し、継続して
	(3)配慮が必要な子どもとその保護者への支援	インクルーシブ教育・保育福祉、教育等の各種施策生徒に対しては、日本語必要な支援を行っていく。
4. 仕事と子育ての両立の推進	(1)仕事と子育ての両立を図るための環境の整備	親子で参加できる事業やントを実施している。また、仕事と子育ての両立を
	(2)産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備	育児休暇を長期間取得利用者支援事業を実施し、入所による子どもへの継続して支援を行っていく。

【総 括】

子育て支援拠点の他、幼稚園、保育所、認定こども園等で年齢に応じた各種事業を実施し、積極的に親子の遊び場や交流のまた、母子健康手帳アプリでは、特に妊娠期から乳児期における情報発信を行い、子育てアプリでは他部署と連携しながら、随時配信した。今後も、保護者が知りたい情報をすぐに手に入れることができるよう、広報紙や子育てアプリ等の媒体を活用し、努める。

経済的支援として、医療費の助成や公的住宅への入居の斡旋を継続して行っており、福祉資金の貸付相談等についても窓口において周知を図っている。また、自立に向けた支援のため、就労支援員や家庭児童相談室等の関係機関と積極的に連携してなく実施できるよう努める。

関係課との密接な連携により、各種制度の利用の漏れがないよう丁寧な対応に努めている。また、令和元年10月から開始したひょうご保育料軽減事業において第1子も対象となり、幅広く補助を行うことができた。今後も、引き続き制度の周知を行い、

事業では、集団としての関わりのみではなく、個別相談を行い、継続して育児の不安や負担軽減に取り組んでいる。また、芦屋子育て家庭に専門的な相談や学習支援の場を提供しており、今後需要の高まりが見込まれることから、引き続き人員体制の連携強化に取り組んでいく。

保護者への積極的な声かけにより、保護者が相談できるきっかけづくりを行っている。多様な相談内容に細やかに対応するため、家庭総合支援室を開設し、子育て世代包括支援センター等の関係機関と連携を図って対応していく。また、県の実施する子育て引き続き周知を行うとともに、研修受講後の就職状況等の把握に努め、子育て支援の担い手となる人材の育成に継続的に取り

関係機関と連携を図り、支援が必要な児童の早期発見・早期対応を図っており、教育委員会では、専門のカウンセラーや電話実施し、小・中学生に限らず中学卒業後の心のケアも行っている。また、不登校や情緒不安定、発達障害等で悩みを抱え、養育対して教育相談を実施し、保護者や幼児・児童の心の安定を図った。今後も関係機関の連携強化に努め、虐待の発生を未然に充実していく。

保育事業所を1か所整備した。幼稚園における預かり保育については一定の利用ニーズが認められ、保育所等における一時依然として待機児童が存在している状況である。引き続き、「市立幼稚園・保育所のあり方」を踏まえ、認定こども園等の整備に幼稚園・保育所で職員のスキルアップのための研修会を実施し、私立の就学前施設や認可外保育施設の職員も共に学ぶ場をして職員の資質向上に努める。

に基づき、児童がスムーズに小学校へ就学できるよう、小学校訪問や小学校生活の模擬体験を継続して実施した。また、就学との合同連絡会を開催し、遊びから学びへの接続や連携の在り方等について学ぶ機会を持った。今後も小学校区を中心とした交流を深め、円滑な接続につながるような取組を行っていく。

場として、児童センターやあしや市民活動センター、潮芦屋交流センターの貸室などを提供し、各課において、子どもたちの生活しやすい事業を企画、実施している。今後も、関係課と連携しながら、子育てサポートブックや子育てアプリなどの媒体を活用し、過ごせる居場所や実施事業に関する情報発信を積極的に行うよう努める。

で定期的に交通安全教室を開催し、子どもたちに啓発活動を行っている。また、非常事態に職員や子どもが落ち着いて対応地震、津波、不審者を想定した訓練を行っている。また、下校時の青色回転灯付パトロール車による安全パトロールの実施やよる街頭巡視活動、通学路の定期点検など、地域を含めた関係機関が連携して取組を行っている。今後も、安全・安心なまち取組を進める。

研修会を行い、配慮が必要な子どもたちへの支援や関わり方について学び、職員のスキルアップを図った。また、保健、医療、の連携強化を図り、子ども一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かな支援を行っている。さらに、日本語指導が必要な児童指導ボランティアを配置して学習支援を行うなど、個々の課題に応じた支援を行っている。今後も、継続して個々の状況に応じて

講座等を通して、現状の生活や働き方を見直す機会を設け、父親が子育てに関わりを持ち、育児への参加を促せるようなイベ放課後児童健全育成事業では、待機児童対策として新たに拠点校方式を取り入れ、児童の送迎を行った。今後も、保護者の図るため、延長保育や病児保育等の多様なニーズに対応できるよう提供体制の確保に努める。

する保護者が増加傾向にあり、復職を希望する時期も多様化しているため、子育て推進課及び健康課において、継続して相談業務の中で復職を希望する時期の入所状況に関する情報提供を行っている。また、仕事と子育ての両立や保育所への影響などについても説明し、相談に応じている。今後も保護者に適切な助言を行い、産休・育休からスムーズに復帰できるよう

第4章 子ども・子育て支援施策の実績(担当課報告分)

基本目標1

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向1	多様な子育て支援サービス環境の整備
施策の方向性	身近なところで気軽に子育て中の保護者と子どもが集まれる場所を増やし、子育てに関する知りたい情報を手に入れることができるよう、きめ細かな内容を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 児童センター	各年齢に合わせた育児支援事業を定期的に実施し、事業ごとのチラシ、ホームページ等から、市民が情報を選択して得ることができる。子育て交流及び相談等、親子がいつでも身近に利用できるだけでなく、同じ歳の子どもを持つ親同士が情報交換できる場所として事業を行っている。今後の課題として、各機関との連携及び定期的な連絡調整の実施が必要である。
実施事業	「子育て情報の提供」、「子育て講演会、講座」、「母親同士の交流」、「児童センターにおける子育て支援」
2 子育て推進課 (子育て施設担当)	体験保育や園庭開放の開催や内容について、広報紙・ホームページ・公共施設の窓口等にチラシを配置することで広く市民に情報提供した。園庭開放は市立認定こども園・各保育所で曜日を変えて毎週1回行い、認定こども園・保育所の見学者には、園内の案内や育児相談に応じた。今後も、地域における子育て支援の場として認定こども園・保育所を利用してもらえるよう、オープンこども園・保育所や子育てアプリも活用し、積極的に情報を提供していく。
実施事業	「子育て情報の提供」、「保育所における地域子育て支援」
3 子育て推進課 (こども係)	保健福祉センター内の子育て支援センターを拠点に、子育てセンターや家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センター事業を実施した。また、運動室を活用し、2歳から4歳を対象にあそぼう会を毎週実施した。今後も地域できめ細やかなサービスが提供できるように、子育て支援の拠点の充実を図っていく。
実施事業	「子育て援助活動支援事業」、「子育て短期支援事業」、「養育支援訪問事業」、「子育て情報の提供」 「ふれあい冒険ひろば」、「子育て講演会、講座」、「こどもフェスティバルの開催」、「子育て支援センター」 「あい・あいる〜む」、「地域子育て支援拠点事業」
4 子育て推進課 (政策係)	子育てサポートブック「わくわく子育て」を改訂発行し、市内の各施設に配布して最新の情報提供に努めた。また、ホームページに掲載している子育て情報サイトの随時更新に加え、子育てアプリを活用し、子育てセンター等の事業に関する情報提供を行った。アプリの登録者数は年間を通して毎月増加しており、令和2年3月末時点で2,001人となった。今後も窓口でサポートブックの配布やアプリの周知を行い、他部署と連携しながら、最新の子育て情報の提供に努める。
実施事業	「子育て情報の提供」
5 健康課	毎月広報紙、ホームページ等で各事業について案内し、参加を促している。また、平成29年度から導入している母子健康手帳アプリや子育て推進課のわくわく子育てアプリを活用し、特に妊娠期、乳児期において情報発信を行っている。各乳幼児健康診査では、年齢に応じた育児ブックを配布し、保護者の悩みに応じて、リーフレットを追加配布している。今後も子育てアプリの活用、各乳幼児健康診査で配布する育児ブック等において、子育て支援サービス全般に関する情報を提供していく。
実施事業	「子育て情報の提供」
6 管理課	市立幼稚園における預かり保育や私立幼稚園就園奨励費等の子育て支援に関する情報をホームページ等で周知した。今後も、市民からの問い合わせのあった内容をホームページに反映させる等、広報の充実に努めたい。
実施事業	「子育て情報の提供」
7 学校教育課	市立幼稚園で開催する「さんさんひろば」や「未就園児親子ひろば」、各幼稚園のオープンスクールの情報について、広報や子育てアプリ、各幼稚園のホームページにて発信した。また広報掲示板での掲示や対象年齢児の保護者にチラシを配布した。今後も引き続き、幼稚園での未就園児が参加できる市立幼稚園のイベント情報や在園児との交流、園庭開放等の情報を、積極的に各幼稚園のホームページや子育てアプリ等で発信し、未就園児とその保護者の遊び場の提供や保護者の子育て相談にも対応できるよう、広く周知を図る。
実施事業	「子育て情報の提供」
8 青少年育成課	ホームページ・QRコードを活用し、情報を敏速に提供した。また、放課後児童クラブに関しては、就労等で多忙な保護者が見やすくわかりやすい情報発信に努めた。
実施事業	「子育て情報の提供」
9 公民館	令和元年度は、業務委託により毎回異なるテーマで家庭教育セミナーを実施し、子育てに関する多様な知識を深める機会を提供した。令和2年度も前年度に引き続き、業務委託により家庭教育セミナー等を実施していく。
実施事業	「子育て講演会、講座」
10 図書館	健康課と連携し、ブックスタート事業において親子向けの読み聞かせを実施しているが、絵本の楽しさやコミュニケーションツールとしての有効性を的確に伝えられる職員、ボランティアの育成が課題である。
実施事業	「子育て情報の提供」、「図書館における子育て支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向2	ひとり親家庭の自立支援
施策の方向性	支援に漏れがないよう制度の周知を継続して行うとともに、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。		

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域福祉課	これまでも「母子家庭等医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。引き続き、関係課(子育て推進課こども係)との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや市広報紙による制度の周知に努める。
	実施事業	「ひとり親家庭に対する経済的支援」
2	生活援護課	保護を必要とするひとり親世帯には、申請に基づき適切な給付を行った。各世帯の目標として、ひとり親世帯が経済的に自立できるよう就労支援員を介し、就業指導や増収の提案を行い、また子どもが安心して学校や家庭で過ごせるよう家庭児童相談員等関係機関と積極的に連携し、継続的な支援に努めた。平成30年度から3か年にわたり、基準改定が実施され母子加算が見直される一方、子どもの養育にかかる学習支援費等について実費支給が行われるので、令和元年度から積極的な申請を勧めており、今後も継続的に取り組む予定である。
	実施事業	「ひとり親家庭に対する経済的支援」
3	子育て推進課(こども係)	児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付相談、ファミリー・サポート・センター利用料金助成等を継続して実施した。児童扶養手当受給者に対しては毎年実施する現況届時の個別面接の際に、児童扶養手当を受給していないひとり親家庭に対しては来庁時に、ひとり親家庭に対する経済的支援や就労支援等について説明を行った。また、制度の最新情報については、広報やホームページで周知を図った。芦屋市白菊会については、活動や行事を広報等により周知した。今後も、さらにひとり親家庭への経済的支援の周知と就労支援に努める。
	実施事業	「母子・父子家庭相談」、「ひとり親家庭の就労支援援助」、「ひとり親家庭に対する経済的支援」、「ホームヘルプサービス」「芦屋市白菊会活動への支援」
4	住宅課	令和元年度は21世帯のひとり親家庭に対し住宅困窮度点の加点を行った。また、公的住宅への斡旋は22世帯であった。今後も市営住宅等入居希望者登録において、ひとり親家庭に対する加点を行うことで、できるだけ公的住宅を提供できるよう支援を行う。なお、住まいの提供に関しては、公的住宅の空き状況と入居申し込み状況を十分に把握することで適切に住戸の斡旋を行う必要がある。
	実施事業	「ひとり親家庭に対する経済的支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向3	子育て家庭への経済的支援
施策の方向性	経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。		

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	保険課	出産育児一時金制度について、「国保あんない」やホームページに掲載している。現在は、直接支払制度により医療機関にて手続きが完了するケースがほとんどで、出生児の国民健康保険加入手続きの際にも、制度の利用漏れがないかどうか確認を行っている。今後も引き続き制度の案内や周知を行う。
	実施事業	「子ども(又は養育する親)に対する援助」
2	地域福祉課	これまでも「乳幼児等・こども医療費助成制度」あるいは「障害者医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。引き続き、関係課(市民課や障がい福祉課)との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや市広報紙による制度の周知に努める。
	実施事業	「子ども(又は養育する親)に対する援助」、「障がい児(又は養育する親)に対する援助」
3	障がい福祉課	身体障害者手帳や療育手帳の取得・窓口での交付時に、支給対象となる可能性のある児童の保護者に手当支給の可能性をあることを説明し、申請月が遅れないよう手続方法について案内を行っている。また担当者間で連携することにより、支給対象となる可能性のある児童を把握できるよう努めるとともに、関係課とも連携し、受給者変更等について漏れなく案内できるよう努めているところである。今後も引き続き関係機関と連携し、手当申請・届出等について漏れないよう対応していく。
	実施事業	「障がい児(又は養育する親)に対する援助」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
4	子育て推進課 (子育て施設担当)	前年度から引き続き、第2子以降の保育料の軽減、ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図った。また、令和元年10月から開始した保育料の無償化に伴い、ひょうご保育料軽減事業については、第1子の児童も対象になり、幅広く補助を行うことができた。今後も継続して事業を実施していく。
	実施事業	「教育・保育施設等の利用者に対する援助」
5	子育て推進課 (こども係)	児童手当、児童扶養手当について、対象の子どもの人数の減少等により受給者数等は微減したが、出生、転入、新規の申請時に窓口にて制度や受給条件等を案内し、ホームページに掲載するなど、手当の周知と支給漏れのないように適正な支給に努めている。
	実施事業	「子ども(又は養育する親)に対する援助」、「障がい児(又は養育する親)に対する援助」
6	健康課	妊婦健康診査費助成事業は、助成券方式で106,000円を上限に助成を行っており、妊婦が、安心して安全な出産に臨めるよう、定期的な受診を促している。 また、未熟な状態で生まれた子どもが、適切な医療を受け成長発達が促されるよう、未熟児養育の給付を継続して実施する。
	実施事業	「妊婦健康診査」、「未熟児訪問指導及び未熟児養育医療の給付」
7	住宅課	令和元年度は19世帯の子育て世帯に対し、住宅困窮度点の加点を行った。また、公的住宅への斡旋は5世帯であった。経済的な理由で子供を産み育てることが困難な状況に陥ることを防止するために、今後も市営住宅等入居希望者登録において、子育て世帯に対する住宅困窮度の加点を行うことで、できるだけ公的住宅が提供できるよう支援を行う。なお、子育て世帯だけでなく、若者世帯に対しても適切に住まいが提供できるような施策を検討する必要もある。
	実施事業	「若い世帯、子育て世帯等の公的住宅への優先入居」
8	管理課	利用者に対する援助について、以下の事業等を実施した。今後も国・県の動向を注視していく。 ・幼児教育・保育無償化 私立幼稚園(新制度未移行園)の保育料等無償化の対象者数:422人 私立幼稚園(新制度未移行園)の預かり保育料等無償化の対象者数:62人 市立幼稚園の預かり保育料等無償化の対象者数:83人 ・幼稚園保育料の軽減 第2子:半額、第3子以降:無料 ・ひょうご保育料軽減事業 認定件数:19人 ・私立幼稚園就園奨励費補助金 認定件数:217人 ・就学援助費 認定件数:小学校410人 中学校237人 ・在日外国人学校就学補助金 認定件数:12人 ・実費徴収に係る補足給付事業 市立幼稚園 認定件数:73人 私立幼稚園 認定件数:33人
	実施事業	「教育・保育施設等の利用者に対する援助」
9	青少年育成課	令和元年度、一定の所得以下の世帯等の194人に放課後児童クラブの育成料の減額、免除を行った。今年度も引き続き、放課後児童クラブの育成料、減免を行う。また、より実情に沿った支援を行なうため、減免措置の見直しを行う。
	実施事業	「子ども(又は養育する親)に対する援助」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向4	親と子どもの健康の確保
施策の方向性	関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	健康課	母子保健事業では、集団としての関わりのみではなく、個別相談を行い、関係機関と連携しながら支援が必要な方に情報提供を行い、育児における不安や負担の軽減に取り組んでいる。
	実施事業	「妊産婦健康相談」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「乳幼児健康診査」、「保健センターによる育児相談」、「こどもの相談」、「親と子どもの健康教育」、「アレルギーに対する事業」、「定期予防接種事業」
2	市立芦屋病院	産前・産後の子育て家庭に、専門的な相談や学習支援の場を提供している。需要の高まりも見込まれることから、人員体制の確保や関係機関との更なる連携強化に、引き続き取り組む。 また、令和2年度より新たに「産後ケア入院」が開始となるため、システムの構築や関係機関との協働を積極的に行い、実践的に取り組む。
	実施事業	「市立芦屋病院による育児支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向5	子育ての悩みや不安への支援
施策の方向性	身近な相談相手として地域の民生児童委員や子育てセンターのアドバイザーが、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないよう、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。また、新たに子育て支援員を配置し、体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 子育て推進課 (子育て支援センター)	子育てセンターを中心に、職員が積極的に話しかけることで相談のきっかけづくりを行い、細やかに相談に応じている。今後複雑な相談内容が増えてくるのが予測されるので、ホットラインや夜間・休日の電話相談などの体制を整え、相談員の知識や経験値の向上に努めていくとともに、新たに子ども家庭総合支援室を開設し、子育て世代包括支援センター等の関係機関と連携を図り対応していく。
実施事業	「子育て支援センターにおける子育て相談」
2 子育て推進課 (政策係)	県の実施する子育て支援員研修の募集情報を周知するため、ホームページでも掲載し、受講希望者を取りまとめた。研修受講希望者数は10人であり、平成30年度(12人)と比較して減少したが、募集に関する問い合わせは寄せられている。定員枠を4人から7人に増やしたことで、より多くの方に受講いただけたが、定員を超えて受講希望があり、希望者全員の受入れができなかった。今後の課題は、研修の受講が就職や子育て支援にどの程度活かされているか把握することである。
実施事業	「子育て支援員の育成、確保」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向6	要保護児童への支援
施策の方向性	子どもの最善の利益を尊重し、すべての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 子育て推進課 (子育て支援センター)	保健センター・教育委員会等関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見、対応を図ってきた。内容の複雑化もあり、今後も関係機関との連携を強化し、支援を行っていくとともに、虐待の発生を未然に防ぐため、相談対応を充実していく。
実施事業	「家庭児童相談」、「要保護児童対策地域協議会」
2 学校教育課	専門カウンセラー、専門知識をもつ電話相談員を配置し、電話や面接による相談を実施した。小中学生だけでなく、高校生の相談もあり、中学卒業後のケアにもつながっている実態がある。今後も相談体制を整え、指導の充実に努める。
実施事業	「カウンセリングセンターの電話、面接相談」
3 打出教育文化センター	不登校や情緒不安定、発達障害などで悩みを抱え、子育ての支援を必要とする家庭に対して教育相談を実施することで保護者や幼児・児童の心の安定をつくり出すことができた。所長対応の電話相談は40件あり、面談につなぐケースもあった。専門の教育相談員による面談は、延べ604人に対して実施できた。幼児・児童も来所し、プレイルームで遊ぶので、保育施設や小学校が終わってからになることが多い。面談回数が増加により、相談を受けられない状況もある。学校園、適応教室、特別支援教育センター、カウンセリングセンター、アサガオ、家庭児童相談室等の相談機関との更なる連携強化が今後の課題である。
実施事業	「教育相談」

基本目標2

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向1	就学前教育・保育の体制確保
施策の方向性	<p>地域の状況に応じた対応策として、市立幼稚園と市立保育所の適正な規模についての整備検討を行います。また、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供することができる認定こども園の整備を推進し、3歳児の教育ニーズにも対応していきます。</p> <p>その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより就学前の子どもの健やかな成長を支援します。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	子育て推進課 (子育て施設担当)	市立幼稚園や私立園と教育・保育の交流を実施した。また、公開保育や外部講師を招いての職員研修、市立認定こども園・保育所研修では、私立園や認可外施設の職員も共に学んだ。教育委員会主催の研修にも参加し、職員のスキルアップに努めた。さらに、要配慮児への関わり方の研修や勉強会では、実際に子どもの様子を読み取ることで子どもへの理解を深めた。保護者を対象に絵本の講座を開催し、親子で絵本に親しめる取組も行った。キャリアアップ研修では、幼児教育、子育て支援について私立だけでなく認可外施設、市立の職員も参加し学び、資質向上に努めた。
	実施事業	「教育・保育施設における地域との世代間交流」、「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」、「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 「子どもの読書のまちづくり事業」
	子育て推進課 (子育て施設担当)	市内の私立保育施設5園で、保護者の仕事、疾病等の理由により、一時的に家庭での保育が困難な子どもに対する一時預かり事業を実施した。しかし、依然として一時預かりにおける待機児童が存在しているため、保護者の多様なニーズに対応できるよう今後も継続して取組を行う。
2	実施事業	「一時預かり事業」
	子育て推進課 (施設整備担当)	小規模保育事業所を令和元年7月に1か所整備した。今後も引き続き「市立幼稚園・保育所のあり方」を踏まえ、認定こども園等の就学前施設の整備に取り組んでいく。
3	実施事業	「地域型保育事業」
	管理課	市立幼稚園全園において預かり保育を実施した。年間延べ利用者数は前年度より減少しているが、1園当たりの平均利用者数はここ数年大きく変わらず横ばいであるため、一定数の利用ニーズがあることが認められる。子育て支援施策として、令和2年度以降も引き続き預かり保育事業を実施していく。
4	実施事業	「一時預かり事業」
	学校教育課	就学前教育・保育施設間交流では、子どもたちが一緒に遊ぶ機会をもつと共に、市立幼稚園の保育研究会を広く公開し、公私立幼稚園、保育所、認定こども園の職員が共に研修する機会を作った。今後も様々な交流・連携を図り、質の高い幼児教育に取り組む。「子ども読書のまちづくり推進事業」では、小学校図書館での就学前幼児向けコーナーの整備を行い、幼児が絵本に親しむ環境づくりに取り組んだ。今後は対象校を拡大し、さらなる学校図書館整備を行う。地域の方との世代交流では七夕飾りや地域の老人ホームとの交流を継続していく。また、子育て世代への施設開放等を進めていく。
5	実施事業	「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」、「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 「子どもの読書のまちづくり事業」
	図書館	現在、図書展示やブックリストの作成、「こどもおはなしの会」等のイベントによる読書推進を行っている。選書・読書案内・イベント等の質・量ともに向上させていくために、子どもの本に精通した人材の育成(職員・ボランティア)と知識の継承が必要である。
実施事業	「子どもの読書のまちづくり事業」	

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向2	小学校への円滑な接続
施策の方向性	<p>小学校への円滑な接続が行えるように、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、関係職員の資質向上のための研修、交流等の連携を強化していきます。</p> <p>また、小学校、就学前教育・保育施設、家庭及び地域との連携にも引き続き取り組みます。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	子育て推進課 (子育て施設担当)	「芦屋市接続期カリキュラム」に基づいた給食体験やプール体験、図書室訪問をはじめとする小学校訪問、小学生との交流、小学校生活の模擬体験をする「小学校ごっこ」や地域の幼稚園、認定こども園、保育所が交流をする「なかよし運動会」等を経験することで、スムーズに就学できるようになった。また、今後も近隣の小学校区を中心とした幼稚園、認定こども園、保育所との交流を深めていく。
	実施事業	「小学校との連携」、「芦屋市就学前カリキュラムの策定、実施」
2	学校教育課	「芦屋市接続期カリキュラム」に基づき、就学前教育・保育施設の5歳児を対象に小学校生活の模擬体験をする「小学校ごっこ」や「なかよし運動会」を継続実施した。また、就学前教育・保育施設と小学校との合同連絡会を開催し、遊びから学びへの接続や連携の在り方等について学ぶ機会をもった。今後は、就学前施設と小学校との保育・授業参観等を通して、さらなる円滑な接続をめざしていく。
	実施事業	「小学校との連携」、「芦屋市就学前カリキュラムの策定、実施」

基本目標3

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向1	地域における子どもの居場所づくりの推進
施策の方向性	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)		
1 広報国際交流課	子どもを対象とした教室(英語, 空手, バレエ, ダンス等)で貸室が定期的に利用されている。また, 外国にルーツを持つ子どもの日本語教室なども開催し, 子どもの居場所となっている。今後も指定管理者と連携し, 子どもの居場所づくりを進めていく。		
実施事業	「公共施設の有効活用」		
2 市民参画課	あしや市民活動センターでは, 子どもの自主性を重視した自らの力を発揮できるボランティア活動への実践の場を提供した。大学生と高校生による芦屋さくらまつり実行委員会では, 小学生のスマイルボランティアによる子どもカフェとの協働運営, 小中高生による芦屋発子ども新聞記者による市長やセミナー参加者のインタビュー記事の新聞発行, 秋まつりでは子どもカフェの実施, 障がい児者作品展コンシェルジュなど多世代間の交流もあった。また, 芦屋在住高校生との交流の場として「あしや部」を立ち上げ, 芦屋市の事業にも協力している。 夏休み子どもわくわくスペシャルや, 冬の市民活動ふれあいフェス『あんあーと』では子どもの居場所づくりを実施し, 芦屋子ども笑顔ネットの事業である「芦人認定」では子どもを笑顔にする人たちを募集した。 令和2年度は, 「芦人認定」を広く広報し多くの市民が子どもと触れ合える場を拡充していくと共に, 子どものさらなる自主性を重視し, 多世代が一緒に考え協働する場を作り上げていく。		
実施事業	「地域における子育て支援活動」, 「公共施設の有効活用」		
3 児童センター	これまでの年間登録事業の他, 自由来館で利用できる「卓球ひろば」, 「こども自習室」, 各種体験教室等, 子どもたちの生活時間に合わせて, より多くの子どもが参加しやすい事業の実施を企画した。今後の課題として, 図書室及び児童書の充実等により, 児童が自由に来館できて楽しめる空間づくりを目指す。		
実施事業	「公共施設等利用料金の減額, 免除」, 「児童館における子どもの居場所づくり」		
4 環境課	「あしや温泉」では, 待合スペース等を利用したイベントを実施している。 敬老の日に合わせたイベントで, 子どもからのメッセージを浮かべたヒノキ風呂などは好評であり, 世代間の交流なるようなイベントについては, 継続して実施を行いたい。		
実施事業	「公共施設の有効活用」		
5 福祉センター	市の事業実施時や貸室時以外に, 子どもから高齢者まで市民に運動室を開放している。 今後も引き続き, 子どもの居場所として有効活用できるよう実施していく。		
実施事業	「公共施設の有効活用」		
6 子育て推進課 (子育て施設担当)	園庭開放は市立認定こども園・各保育所で週1回ずつ実施し, 給食試食会や絵本紹介, 体操, 体育あそび, 夏はプール体験, 季節に合わせての制作など内容を工夫したことで, 期待を持って参加して下さる親子が増えている。また保護者同士の交流も見られる。今後も安心して遊べる場所と子育て相談の場所として地域の方に利用してもらえるように, より広く周知に努め, 内容も検討していく。		
実施事業	「地域における子育て支援活動」		
7 子育て推進課 (子育て支援センター)	福祉センター内の子育てセンターの「つどいのひろば」とともに, 「なかよしひろば」など市内の公共施設を利用した親子で集う事業が, 地域の子育て支援の場として周知されており, 各事業とも参加者が増えている。今後, 他機関が行っている事業と連携し, ネットワークを広げることで, 地域の子育て支援の充実を図る。		
実施事業	「地域における子育て支援活動」, 「公共施設の有効活用」		
8 子育て推進課 (政策係)	子どもが利用できる公共施設の情報発信手段として活用している子育てアプリについて全庁的に周知し, 活用促進を図った。また, 市内の保育所・幼稚園・子育てセンター等で実施している, 主に未就学児対象のイベントや講座を中心に子どもの居場所の発信を行った。発信時には, 配信を知らせるプッシュ通知設定を必ず行い, より多くの登録者に情報が行きわたるよう工夫した。 今後も他部署と連携し, 最新の情報を発信できるようにする。		
実施事業	「公共施設の有効活用」		
9 公園緑地課	公園施設の長寿命化計画に基づく老朽化施設の更新補修を実施している。職員による点検に加え専門業者による遊具の点検を実施し, 安全性の確保に努めた。今後も継続して適切な維持管理を実施することにより, 子どもが安心して遊べる環境を提供していく必要がある。		
実施事業	「公共施設の有効活用」		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
10	管理課	減免等の制度は子どもに限ったものではないが、今後も芦屋市立学校使用条例に基づき適正な減免を行っていく。
	実施事業	「公共施設等利用料金の減額、免除」
11	学校教育課	各幼稚園の施設を未就園児親子に開放し、親子で安心して遊び、保護者同士が交流できる場を提供した。また、全市立幼稚園にて「3歳児親子ひろば」や「未就園児交流会」を実施し、在園児との交流を行い、保護者の子育て相談にも応じた。子育てセンターが幼稚園施設を利用し、未就園児親子の自主グループ活動やなかよしひろば等の子育て支援拠点事業を実施している。今後は、市立幼稚園での未就園児の園庭開放の機会を拡大し、より多くの未就園児親子に利用していただけるよう子育て支援を実施していく。
	実施事業	「地域における子育て支援活動」
12	打出教育文化センター	子育て推進課「あい・あいる〜む」(月1回3割減免)図書館「こどもおはなしの会」(月1回土曜日無料)を実施。幼稚園児の茶室での茶道体験の貸室使用料免除。日本庭園の一角に隣接する小槌幼稚園の自然体験活動スペースを設け、ザリガニの飼育や花、果実の苗を植えるなど保育時間に行き来して世話をしている。
	実施事業	「公共施設等利用料金の減額、免除」、「公共施設の有効活用」
13	生涯学習課 (美術博物館含む)	コミュニティ・スクールは、子どもが平日・土日を問わずスポーツ及び文化活動を行っている。また、放課後子ども教室を土曜日に実施しており、子どもの居場所を提供している。 美術博物館では、観覧料(入館料)を中学生以下を無料にし、各ワークショップなどを開催するなど芸術・文化に触れながら交流できる場を創出し、施設の有効活用を推進している。 今後も子どもの同士が交流できる場として事業を継続実施する必要がある。
	実施事業	「公共施設等利用料金の減額、免除」、「放課後子供教室」、「コミュニティ・スクールへの支援」 「文化施設における子どもの居場所づくり」
14	スポーツ推進課	幼稚園児以下を対象としたキッズスペースについては、指定管理者と連携し、未就学児のみの利用としている。また青少年センターとしての役割から、青少年活動については減額、免除を行っているが、社会体育施設としてスポーツ団体との兼ね合いもあり、免除については今後、検討が必要である。
	実施事業	「公共施設等利用料金の減額、免除」、「公共施設の有効活用」
15	青少年育成課	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、放課後校庭及び校舎内を一時利用し、児童の居場所を提供している。地域の学生や大人と交流することを大切に体験プログラムを実施し、独自の企業連携も増加している。引き続き、キッズスクエアでのつながりがさらに広がり、地域と子どもがつながることのできる環境を構築していく。
	実施事業	「放課後子供教室」
16	市民センター (公民館含む)	令和元年度は、業務委託により子ども教室・親子教室を実施し、子ども同士が自主的に活動・学習できる場を提供した。令和2年度も前年度に引き続き、業務委託により子ども教室・親子教室等を実施していく。
	実施事業	「文化施設における子どもの居場所づくり」
17	図書館	現在、実施している美術博物館・谷崎潤一郎記念館との連携事業「niwa-doku」やボランティアによる絵本の読みかせなどの読書イベントは、事業に携わる人々と子どもたちとの交流の場となっている。引き続き、関係課・ボランティア団体・関連施設との連携を深めていくことが課題である。
	実施事業	「図書館における子どもの居場所づくり」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向2	安全・安心なまちづくりの推進
施策の方向性	誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故等防止対策を推進します。 子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化していきます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域福祉課	子どもや子ども連れでの外出時に少しでも安心していただけるよう、ホームページのバリアフリー情報を適宜最新の情報に更新している。 ただ、市のホームページを子育て世帯がどれだけ閲覧しているか分からないため、市の子育てアプリなどからバリアフリー情報をすぐに得ることができるように子育て推進課と調整する。
	実施事業	「福祉のまちづくりの推進」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
2	子育て推進課 (子育て施設担当)	不審者の侵入を想定して、対応、避難経路、時間帯等の条件をふまえた上で年2回の訓練を実施している。その他、火災訓練は毎月、地震津波を想定した訓練や避難訓練を内容を変えながら行うことで、職員も子ども自身も落ち着いて対応ができるようにしている。「子どもぼうさい」を認定子ども園・保育所の5歳児に配布し、いろいろな災害等に対して自分を守る方法を知らせ、保護者にも広めている。「緊急安全点検」を行ったことで、道路などで、交通事故や防犯上の危険性が高いところを再認識することができた。今後も繰り返し訓練や啓発をしていく。
	実施事業	「教育・保育施設における危機管理体制の強化」
3	建設総務課	子ども自らが危険回避できるような力を身に付けるため、幼稚園、保育所、小学校で定期的に交通安全教室を開催し、交通安全に関する啓発活動を行っている。また、子どもが安全安心に生活できるように下校時には青色回転灯付パトロール車による安全パトロールを実施している。芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき学校、PTA、行政、警察、地域との連携により、通学路の点検を定期的に行い安全確保にも努めた。今後も関係機関との連携・協力の下、継続して取組を実施する。
	実施事業	「地域主体の防犯活動」、「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」、「福祉のまちづくりの推進」 「交通安全の意識向上」、「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」、「安全パトロールの実施」
4	道路・公園課 (旧道路課)	交通安全施設や公益灯の整備により、より安全な通行や事故防止が図られている。また、路面のカラー化の取り組みにより、車両運転者への注意喚起ができるとともに子どもの交通安全への意識向上が図られている。自転車に係る事故の割合が増加傾向にあることから自転車通行空間の整備が課題となっており、整備に向けた関係機関との協議を行い、整備を図っていく。
	実施事業	「福祉のまちづくりの推進」、「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」
5	道路・公園課 (旧公園緑地課)	公園施設を安全・安心に利用できるよう、遊具等の適正な維持管理を行った。公園での適切な遊び方について子ども自らが考え、ふさわしい判断力を養うことができるよう啓発の仕方を工夫する。
	実施事業	「福祉のまちづくりの推進」
6	防災安全課	あしや防災ネットを活用し、台風接近に伴う避難情報や避難所開設状況などの発信を行った。あしや防災ネットは、登録者に対してプッシュ型で通知を送り、災害時だけでなく、平時においてもイベント等を周知する有効な情報発信手段の一つである。防災総合訓練における防災イベントの周知で活用した実績があり、今後も継続して子育て世代など幅広い世代に対して、あしや防災ネットの普及促進が必要である。
	実施事業	「あしや防災ネットの運用」
7	建築課	公共施設の改修に際して、障がい者・高齢者・子ども等が安全・安心に利用できるようにユニバーサルデザイン化の充実を図った。子育て支援施設についても、施設の規模等を考慮し、整備を行っていく。
	実施事業	「福祉のまちづくりの推進」
8	救急課	令和元年度は普通救命講習を42回、応急手当講習を59回実施した。昨年度より実施回数が増加しているが、これは新型コロナウイルスによる行事の中止のためである。講習の結果報告とアンケートによる受講者の感想から、講習内容が適切であったことが伺える。今後も引き続き、子どもの急病や怪我等の際に適切な対応ができるよう、応急手当の普及啓発を行い、子どもが安全・安心に暮らせる環境づくりに貢献したい。
	実施事業	「救急法の学習」
9	学校教育課	小学校2年生に防犯教室を実施し、幼稚園・小学校・中学校において交通安全教室を実施した。潮見中学校区の小学校(潮見小学校・浜風小学校)の通学路点検を学校関係者、PTA、愛護委員、自治会、まちづくり防犯グループ等の地域の方と、芦屋警察、行政関係者で実施し、改善要望箇所についての対応策を各担当部署から報告し、意見交換を行った。さらに緊急点検として「未就学児が集団で移動する経路の点検」「登下校時の児童生徒の集合場所等の点検」を実施し、幼児児童の安全を図った。次年度は精道中学校区の小学校(精道小学校・宮川小学校・打出浜小学校)において防犯の視点も取り入れた通学路点検を行い、さらなる幼児児童生徒の見守りと安全点検に努めていく。
	実施事業	「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」、「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 「教育・保育施設における危機管理体制の強化」
10	青少年愛護センター	青色回転灯付防犯パトロール車で下校時の見守り・巡視を週2回実施するほか、学校行事や不審者情報等に対応して緊急巡視を実施した。221人の青少年育成愛護委員が継続して小学校区ごとに街頭巡視活動を行った。また、若年層の消費者トラブルやスマホ、インターネットに潜む有害性から青少年を守る研修会を行った。今後も青少年が安全で安心して暮らせる地域づくりの取組を継続して行う。
	実施事業	「地域主体の防犯活動」、「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 「安全パトロールの実施」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向3	配慮が必要な子どもとその保護者への支援
施策の方向性	障がいのある子どもとその保護者に対しては、一人一人の障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的に取り組みます。 また、日本語指導や生活面等で特段の配慮が必要な子どもやその保護者への支援についても、それぞれの課題に応じて取り組みます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	障がい福祉課	医師面談を実施し個々の身体等状況と特性に応じた関わりの指導や訓練を行い、より安定した生活が送れるよう支援しているところである。訓練については待機がでていることから、実施スペースは限られているものの少しでも新規対象者の受入れができるよう訓練終了の時期や終了後アフターフォロー体制など検討していく。療育支援相談では、児童の療育に関係する庁内外の機関により情報共有を図り、相互の連携による一体的、継続的な支援が得られるよう取り組んでいる。 サポートファイルについては、窓口での療育手帳交付時や保健福祉フェア・まるっと説明会での案内等、普及啓発に取り組んだ。
	実施事業	「療育支援相談事業」、「障がい児機能訓練事業」、「サポートファイルの普及・啓発」
2	子育て推進課 (子育て施設担当)	年間4回のインクルーシブ教育・保育研修会を行った。市立・私立の職員が参加し、配慮が必要な子どもたちの姿や困り感等を読み取り、どのような支援や関わりをしたら良いかグループワークを通して、探っていった。また、配慮が必要な子どもたちに関する研修に参加したり、専門の先生を認定こども園や保育所に招き研修を行いスキルアップを図った。さらに、個別支援計画シートの作成もを行い、個々の支援に役立てられるよう計画をたてた。医療的配慮が必要な子どもの保育に関しては、安全面に配慮しながら、集団保育の中で友だちとともに育ちあえるように支援を行った。今後指導者助言の元、支援の方法を実践やグループワーク等から学び合ってスキルアップを図る。
	実施事業	「統合保育 特別支援教育」、「療育支援相談事業」、「サポートファイルの普及・啓発」
3	子育て推進課 (こども係)	「すくすく学級」の運営と障がい児通所支援事業を行った。対象児について、「療育支援相談」の会議に出席するなど、他課と情報交換をし必要な支援を行った。サポートファイルについては、すくすく学級と障がい児通所支援の申請者に子育て推進課窓口で配布した。今後も引き続き、保護者の気持ちに寄り添い、子どもへの必要な支援を行う必要がある。
	実施事業	「早期療育訓練の実施」、「療育支援相談事業」、「サポートファイルの普及・啓発」
4	健康課	療育支援相談に係る関係機関が月1回集まり、情報共有及び今後の支援について協議している。発達支援事業所などの機関が増加する中、連携体制の構築が重要であり、配慮の必要な家庭が必要なサービスを利用できるよう取り組む。 サポートファイルについては、今後も必要な方への配布を実施していく。
	実施事業	「療育支援相談事業」、「サポートファイルの普及・啓発」
5	学校教育課	支援が必要な子どもについては、特別支援センター専門指導員による巡回指導による支援を行うとともに、必要に応じて医師等の専門職からの助言を受け、支援の方向性の確認や情報共有を行うなど、個別の支援内容の充実を図った。また、日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導ボランティアを配置し、日本語指導や学習支援を行うと共に、センター校を中心に、他の学校においても効果的な指導ができるように、協議会をもち、個々に応じた支援の在り方の研究を行った。今後も引き続き、個々の児童生徒の課題に応じた支援を継続していく。
	実施事業	「統合保育 特別支援教育」、「特別支援教育センターの相談」、「療育支援相談事業」 「サポートファイルの普及・啓発」、「日本語指導支援ボランティア」 「市立学校における帰国外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」

基本目標4

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向1	仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
施策の方向性	仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、事業所における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。 また、次世代育成支援対策推進法が平成37年3月までの10年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 人権・男女共生課 (旧男女共同参画推進課)	子どもと一緒に参加する工作講座、産前・産後の家族の生活に関する講座、子育て世帯のライフプランに関する講座等を開催し、父親が子育てに関わりをもち、現状の生活や働き方を見直す機会を提供できた。子育てへの関わりが少ない父親をどのようにして講座の参加につなげるかが課題である。 また男性の働き方の見直しについては、職場環境などの外的要因が関係していることが多く、個人で解決することが難しいため、啓発方法の検討が必要である。
実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」、「多様な働き方の啓発」
2 地域経済振興課	国や関係機関が作成するポスターの掲示、チラシ配布や市ホームページにリンクを掲載し啓発に努めた。また、芦屋市商工会を通じ、事業主に対し、多様な働き方支援に関する制度を案内した。今後も、引き続き関連機関と連携し、事業者に対し啓発を実施する。
実施事業	「多様な働き方の啓発」
3 子育て推進課 (子育て施設担当)	父親が参加しやすいよう、運動会、発表会を土曜日に実施しているため、父親の参加が多い。運動会では、親子で参加する競技などでは、父親の参加の方が多いこともある。また、参観日や懇談会を早めにお知らせすることで父親の参加が増えている。今後も特技などを生かしてもらう機会や参加しやすいイベントなどを考える。
実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
3 子育て推進課 (子育て施設担当)	令和元年度7月から新たに小規模保育事業所が1か所開園した。市内全施設で時間外保育事業(延長保育事業)を実施しており、希望者全員が利用できる環境が整っている。利用者数については前年度から減少しているが、今後も、保護者の仕事と子育ての両立を図るため、多様なニーズに対応できるよう継続して実施していく。 病児保育事業については、引き続き周知等によって利用を促すと共に、利便性を考慮して市内での受入れ箇所数を増やし、さらなる提供体制の確保に努める。
実施事業	「時間外保育事業」、「病児保育事業」
4 子育て推進課 (子育て支援センター)	土曜日の「つどいのひろば」への男性の参加者が増えている。今後も子育てセンターで土曜日に父親参加型のイベントを実施するなど、継続的に父親が育児参加できるよう日頃の事業から声をかけ、参加しやすい環境を作っていく。
実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
5 健康課	プレおや教室を、土曜日・日曜日に開催している。父親になる準備としてパートナーとの参加を促し、母親だけでなく、パートナーとともに参加される世帯が全参加世帯の85%以上を占めた。
実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
6 学校教育課	父親の保育参加ができるよう土曜参観を継続実施し、市立幼稚園全園でふれあい遊びや親子制作を行った。子どもと関わる楽しさを味わう機会をつくり、子育てへの参加につなげられるよう、今後も父親が参加しやすい内容のイベントを開催し、父親の子育てへの参加促進を図る。
実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
7 青少年育成課	保護者が昼間就労等で不在となり、放課後や長期休業日等に適切な保育が必要な小学校1年生から6年生を対象に、遊びや集団生活の場を提供している。令和元年度は、少しでも多くの児童を受け入れるため、待機児童対策として、拠点校方式を取り入れ、送迎を行った。 また、民間委託に関する保護者アンケートの実施や、ゴールデンウィークに開級日を設けるなど、保護者のニーズに合わせて工夫してきた。令和2年度は、より保護者目線に立って事業を実施できるよう努める。
実施事業	「放課後児童健全育成事業」

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向2	産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備
施策の方向性	女性が働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実は必要不可欠であることから、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の整備による待機児童の解消に努め、受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な保育環境となる質の確保に努めます。 また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、新たに利用者支援事業を実施し、適切な助言を行います。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域経済振興課	国や関係機関が作成するポスターの掲示、チラシ配布や市ホームページにリンクを掲載し啓発に努めた。また、多様な働き方につながる支援として、コワーキングスペース事業を芦屋市商工会に業務委託している。引き続き働き方に関する制度周知を実施するとともに、コワーキングスペースの認知度の向上に努める。
	実施事業	「育児休業制度等の普及促進」、 「再雇用制度の普及促進」
2	子育て推進課 (子育て施設担当)	育児休暇を長期間に渡り取得する保護者が増加傾向にあり、復職の希望時期が多様化しているため、相談業務の中で復職を希望する時期の入所状況(定員や入所者数)に関する情報提供を行い、スムーズに復職できるように支援を行った。また、入所後も子育てと仕事の両立ができるよう保育所での生活等も含めて、相談業務を行った。認定こども園や小規模保育事業所といった施設整備が進んでいるものの、希望する時期の復職が難しい場合もあるが、受け入れ可能な施設を案内し、入所率の向上を目指す。
	実施事業	「利用者支援事業」
3	健康課	母子健康手帳交付時の面接では職業を確認し、妊婦の健康を守る「労働安全衛生法」について説明している。各乳幼児健康診査や各種相談の場面での復職に関する相談には、保育所の入所申込みの時期や申込先を案内するとともに、仕事と育児の両立や保育所に入所することによる子どもへの影響などについて説明している。今後も継続して取り組む。
	実施事業	「利用者支援事業」

第4章 重点事業と評価基準

(1) 評価基準

平成31年度目標に対する年度ごとの進捗状況を確認し、下記の評価基準A～Cに当てはめて評価します。なお、平成29年度分の評価より、従来のA, B, C評価に加え、各事業を量的評価・質的評価に分けて評価しています。

また、毎年各事業の状況を確認し、PDCAを行いながら、評価時点で実態に合った評価を行います。

A評価…平成31年度目標を達成した場合

B評価…平成31年度目標は達成していないが、目標に対して推進が認められる場合

C評価…平成31年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない場合 等

(2) 重点事業一覧

No.	該当箇所	事業名	担当課	事業内容	指標	令和元年度目標
1	基本目標2 施策の方向1 事業No.4	教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流	子育て推進課 (子育て施設担当) 学校教育課	一貫した就学前教育・保育が行えるように、教育・保育施設同士の連携や積極的な交流を図る。	地域における就学前施設間の交流会開催	充実
2	基本目標2 施策の方向1 事業No.5	幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上	子育て推進課 (子育て施設担当) 学校教育課	幼稚園教諭、保育士、保育教諭等としての資質や指導力の向上のため、研修、実習等を通じた人材育成の充実を図る。	就学前施設における合同研修会の参加者数	407人
3	基本目標3 施策の方向1 事業No.1	地域における子育て支援活動	学校教育課	あしや市民活動センターや幼稚園、保育所等の公共施設を利用し、子育ての情報交換・団体間交流・ネットワーク化を図り、地域における子育て支援活動の充実を図る。	公立の全幼稚園での未就園児とその保護者に対する施設開放実施回数	304回
4	基本目標3 施策の方向1 事業No.3	公共施設の有効活用	子育て推進課 (こども担当)	公的施設を子どもの居場所として有効活用できるようにする。	子どもが利用できる公共施設の周知	充実
5			公園緑地課		子育て世帯又は子ども自身の公園ニーズを把握し、その結果を踏まえた公園整備の実施	充実
6	基本目標3 施策の方向2 事業No.2	犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発	子育て推進課 (子育て施設担当)	家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、子どもや保護者に対して、様々な犯罪の危険性についての教育、啓発、情報提供等を行う。	子ども向けの防犯啓発リーフレット発行(新規)	実施
7			学校教育課		警察との連携による防犯講習会の実施(新規)	
8	基本目標3 施策の方向2 事業No.4	交通安全の意識向上	建設総務課	子どもの交通安全を確保するため、不法駐輪及び不法駐車をなくし、自転車マナーを守るよう啓発活動を継続する。また「交通安全教室」や「出前講座」等の実施により、交通安全に対する意識向上を図る。	市内で起こる子どもの交通事故件数	14件

令和元年度実績	評価	検証・分析
<p>【認定こども園・保育所実施分】延べ58回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前施設との交流 15回 ・市立幼稚園との交流 27回 ・若手保育士の幼稚園1日体験 4回 ・市立幼稚園教諭の認定こども園・保育所3歳児保育体験12回 <hr/> <p>【幼稚園実施分】延べ73回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立保育所との交流 22回 ・就学前施設との交流 12回 ・小学校区内での就学前施設間交流 20回 ・幼稚園にて保育士の1日体験 4回 ・幼稚園教諭の市立認定こども園・保育所1日実習 3回 ・幼稚園教諭の市立認定こども園・保育所3歳児参加実習12回 	A	<p>【量的評価】</p> <p>昨年度より天候、年度末は新型コロナウイルス感染症拡大防止等で中止になったこともあり、回数は減っている。(子育て推進課)</p> <p>昨年度より、やや回数が減少したが、幼稚園教諭・保育所・認定こども園にて参加実習する機会が増え学び合う機会となった。(学校教育課)</p> <p>【質的評価(課題と対応策)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の就学前施設同士が交流する機会を持つことで、子ども同士が知り合いになり、スムーズな就学にもつながった。 ・保育所・認定こども園と幼稚園の職員が交流することで、相互の教育・保育について理解を深めた。(子育て推進課) <p>就学前教育・保育施設同士の交流では、小学校区内の施設間交流が定着した。今後は小学校区ごとに交流内容の工夫を行う。幼稚園教諭が保育所等で実習をする機会が増え、低年齢保育について具体的に学ぶことができた。(学校教育課)</p>
<p>【認定こども園・保育所実施分】延べ参加者数 931人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て推進課主催研修 11回 (市立及び私立職員、認可外施設職員延べ279人) ・認定こども園・保育所主催研修 24回 (市立及び私立職員延べ293人) ・保育士等キャリアアップ研修 6回 (市立及び私立職員、認可外施設職員延べ359人) <hr/> <p>【市立幼稚園実施分】延べ参加者数 532人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育研修会 4回(延べ120人) ・保幼小合同連絡会 1回(60人) ・幼稚園教育研究会 5回(延べ136人) ・特別支援教育研究会 3回(延べ153人) ・教育委員会指定幼稚園教育研究会 1回(63人) 	A	<p>【量的評価】</p> <p>研修会の機会を引き続き多く持たせたことで、研修会への参加者も増えている。研修会には、私立園、認可外施設からの参加者も増えてきている。(子育て推進課)</p> <p>年度当初に年間計画を立て、就学前教育・保育施設に広く周知したことで、私立園など幅広い参加が得られるようになった。(学校教育課)</p> <p>【質的評価(課題と対応策)】</p> <p>芦屋市の就学前教育・保育の質を上げていくために引き続き研修会を行い、私立園や認可外施設へも呼びかけて共に学びあう機会を持ちたい。(子育て推進課)</p> <p>年度当初に年間計画を立て広く周知したことで参加者が増え、保育理論や保育実技を共に学ぶ機会となった。今後は市立幼稚園にて試験的に実施される3歳児保育に向けて、幼稚園教諭が研修する機会をもち、さらに質の高い幼児教育をめざす。(学校教育課)</p>
<p>開催回数 974回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就園児交流会 延べ78回(延べ729組) ・未就園児園庭開放 延べ125回(延べ916組) ・園庭開放 延べ545回(延べ15,631組) ・3歳児親子ひろば 延べ206回(延べ2143組) ・オープンスクール(各幼稚園2～3回開催)延べ20回(延べ589組) 	A	<p>【量的評価】</p> <p>未就園児交流会やオープンスクールの実施回数が増え、幼稚園が未就園児親子の遊び場となった。3歳児親子ひろばは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施回数はやや減少した。</p> <p>【質的評価(課題と対応策)】</p> <p>未就園児とその保護者が集うと共に、在園児とのふれあいを行うことで、保護者が子育てに見通しをもち、気軽に子育て相談できる機会となった。昨年度末には新型コロナ感染症拡大防止のため、実施回数が減少したが、今後は園庭開放の機会を増やす等、さらなる子育て支援の充実を図る。</p>

No.	該当箇所	事業名	担当課	事業内容	指標
4	基本目標3 施策の方向1 事業No.3	公共施設の有効活用	子育て推進課 (こども担当)	公的施設を子どもの居場所として有効活用できるようにする。	子どもが利用できる公共施設の周知
5			道路・公園課		子育て世帯又は子ども自身の公園ニーズを把握し、その結果を踏まえた公園整備の実施
6	基本目標3 施策の方向2 事業No.2	犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発	子育て推進課 (子育て施設担当)	家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、子どもや保護者に対して、様々な犯罪の危険性についての教育、啓発、情報提供等を行う。	子ども向けの防犯啓発リーフレット発行(新規事業)
7			学校教育課		警察との連携による防犯講習会の実施(新規事業)
8	基本目標3 施策の方向2 事業No.4	交通安全の意識向上	建設総務課	子どもの交通安全を確保するため、不法駐輪及び不法駐車をなくし、自転車マナーを守るよう啓発活動を継続する。また「交通安全教室」や「出前講座」等の実施により、交通安全に対する意識向上を図る。	市内で起こる子どもの交通事故件数

令和元年度実績	評価	検証・分析
<p>子育てサポートブック発行:3,000部 子育てアプリ配信数:およそ月160件 子育てアプリリーフレット発行:2,000部</p> <p>子育てアプリについて、全庁的に周知し、活用促進を図った。また、市内の保育所・幼稚園・子育てセンター等で実施している、主に未就学児対象のイベントや講座に関する情報発信を行った。</p>	B	<p>【量的評価】 市内の子育て施設や子育て支援サービスの情報を集約した子育てサポートブック「わくわく子育て」を平成30年度と同数発行して市内の各公共施設に配布した。子育てアプリの月ごとの配信数は、平成30年度と同程度であり、年間配信数は15件増えた。(政策係)</p> <p>職員による点検に加え、専門業者により95公園447基の遊具を点検し、安全性を確保できるよう努めた。(道路・公園課)</p>
<p>公園施設が安全・安心に利用できるよう、樹木及び遊具等の適正な維持管理を行った。</p>	B	<p>【質的評価(課題と対応策)】 保護者向けの情報発信手段として、スマートフォンで利用可能な子育てアプリが特に有効である。 市内の公共施設で定期的に行われる親子で集える事業や園庭開放等についてはイベント欄で確認でき、その他随時発信される情報はお知らせ欄で確認できるようにして子どもの居場所の発信を行っている。 また、配信を知らせるプッシュ通知設定を必ず行い、より多くの登録者に情報が行きわたるよう工夫した。(政策係)</p> <p>職員による点検や利用者からの要望を出来る限り速やかに反映できるようハード面での維持管理を実施する共に、要望に応えることが出来ない場合でもソフト面で改善できるよう努めた。(道路・公園課)</p>
<p>・不審者情報を市内就学前施設に知らせ、防犯を促した。 ・定期的に防犯訓練を行い子どもたちに危険から身を守る方法を指導した。 ・防犯訓練を市立認定こども園、保育所で年に2、3回実施した。 ・交通安全教室を行い、芦屋警察の方より、交通ルール等について教育、啓発を行った。 ・交通安全教室は市立認定こども園、各保育所年2回ずつ行った。</p>	A	<p>【量的評価】 定期的に防犯訓練や交通安全教室を行うことができた。(子育て推進課)</p> <p>交通安全教室や防犯教室を定期的に行い、幼児児童生徒の安全や防犯への意識づけを行うことができた。生徒指導連絡会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各1回減少した。(学校教育課)</p>
<p>・小学校2年生を対象に防犯教室(登下校安全教室)を年間8回(延べ745名参加)実施 ・幼稚園、小学校にて交通安全教室、小中学校にて自転車教室を延べ35回実施(延べ3,778名参加) ・芦屋市生徒指導連絡協議会を10回、芦屋市・神戸市生徒指導連絡協議会1回開催し、芦屋市・神戸市中学校生徒指導連絡協議会では、神戸市東灘区と連携し、生徒の問題行動の未然防止・早期解決を図った。</p>	B	<p>【質的評価(課題と対応策)】 定期的に行うことで、子どもたちも安全意識を身につけていった。防犯訓練では、毎回方法を変えながら行った。(子育て推進課)</p> <p>体験型の講習を受けたことで児童が自ら身を守る意識や方法を学ぶことができた。協議会を行うことで市内各校及び他市との情報交換ができ、指導の充実や連携を図ることができた。今後は、通学路点検に防犯の視点を取り入れ、警察と連携し点検を実施する。(学校教育課)</p>
<p>子ども(15歳以下)の市内での事故件数:22件 (平成30年度:15件)</p> <p>交通安全教室の開催:61回 幼稚園15回、保育所25回、 小学校16回、中学校3回、その他2回 (平成30年度:66回)</p>	B	<p>【量的評価】 子どもの事故件数は、昨年度より増加した。新型コロナウイルス等の影響もあり、交通安全教室の実施件数は昨年度より減少した。</p> <p>【質的評価(課題と対応策)】 これまで減少傾向にあった子どもの事故件数が増加してしまっ。今後は教室や啓発の内容を見直すなどして、子どもたちの交通安全意識のさらなる向上を図る。</p>

第5章部分

1. 教育・保育

第5章「教育・保育」の部分では、子育て世帯がそれぞれ希望する就学前施設を利用できるよう、計画通りに教育・保育体制を確保できているかどうかを評価しました。

また、市全域だけでなく、中学校区ごと(山手, 精道, 潮見の3圏域)でも評価を行いました。

第5章 教育・保育の評価基準

第5章「教育・保育」の部分では、「提供量(実績値)」と年度ごとに設定された「提供量(計画上の数値)^{※1}」及び「ニーズ量の見込み^{※2}」をそれぞれ比較し、下記の評価基準A～Cに当てはめて評価します。

ただし、毎年の教育・保育施設の利用希望や入所待ち児童の状況を確認し、PDCAを行いながら、評価時点で実態に合った評価を行っていきます。

※1 提供量(計画上の数値): 計画に記載している目標値

※2 ニーズ量の見込み: 市民アンケートを基に算出された数値

【評価基準表】

評価／解説		提供量(実績値)が次の数値以上か	
		提供量(計画上の数値)	ニーズ量の見込み
A評価	提供量(実績値)が、提供量(計画上の数値)及び ニーズ量の見込み以上	○	○
B評価	提供量(実績値)が、提供量(計画上の数値)又は ニーズ量の見込みのいずれか以上	○	×
		×	○
C評価	提供量(実績値)が、提供量(計画上の数値)及び ニーズ量の見込みを下回る	×	×

【表中の記号説明】 ○…達成 ×…未達成

【評価例】

ニーズ量の見込み…①	455人
提供量(計画上の数値)…②	153人
提供量(実績値)…③	153人
実績と計画の比較 ③-②	0人
実績とニーズの比較 ③-①	-302人
評価	B

表中の網掛けの数字がプラスの値になっているかどうかで、評価が確認できます。
プラス値は達成、マイナス値は未達成を意味します。

← プラス値なので 達成 ○

← マイナス値なので未達成 ×

← 上記基準表にあてはめ、B評価

教育・保育の提供体制の確保の実績と評価

(実績値は令和元年度末時点)

市全域	令和元年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み … ①	418人	980人	227人	695人	96人	565人
提供量（確保方策）						
提供量（計画上の数値）… ②	418人	2,307人	924人		115人	659人
上段（ ）内：実績値増加数 （前年度比較）	(0人)	(-110人)	(16人)		(3人)	(16人)
下段：提供量（実績値）…③	<u>203人</u>	<u>1,107人</u>	<u>771人</u>		<u>146人</u>	<u>506人</u>
実績と計画の比較 ③-②	-215人	-1,200人	-153人		31人	-153人
実績とニーズの比較 ③-①	-215人	127人	-151人		50人	-59人
評価	C	B	C		A	C
検証・分析	新規開園がなかったため、提供量の増加はなかった。 評価については、前年度から変更になったものはない。					

(実績値は令和元年度末時点)

山手圏域	令和元年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み … ①	188人	500人	115人	235人	36人	203人
提供量（確保方策）						
提供量（計画上の数値）… ②	198人	912人	350人		33人	224人
上段（ ）内：実績値増加数 （前年度比較）	(0人)	(-30人)	(0人)		(3人)	(16人)
下段：提供量（実績値）…③	<u>128人</u>	<u>552人</u>	<u>199人</u>		<u>50人</u>	<u>161人</u>
実績と計画の比較 ③-②	-70人	-360人	-151人		17人	-63人
実績とニーズの比較 ③-①	-60人	52人	-151人		14人	-42人
評価	C	B	C		A	C
検証・分析	朝日ヶ丘幼稚園の閉園により1号定員が30名減少したが、翠ヶ丘に小規模保育所が開所されたことにより3号定員が19名増加した。 評価については、前年度から変更になったものはない。					

(実績値は令和元年度末時点)

精道圏域	令和元年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み … ①	130人	311人	76人	288人	38人	245人
提供量（確保方策）						
提供量（計画上の数値）… ②	120人	1,020人		366人	49人	290人
上段（ ）内：実績値増加数 （前年度比較） 下段：提供量（実績値）…③	(0人) 25人	(-80人) 360人		(16人) 325人	(0人) 60人	(0人) 223人
実績と計画の比較 ③-②	-95人	-660人		-41人	11人	-67人
実績とニーズの比較 ③-①	-105人	49人		-39人	22人	-22人
評価	C	B		C	A	C
検証・分析	精道幼稚園と精道保育所を統合し、精道こども園を開園したことにより、1号定員が80名減少したが、2号定員が16名増加した。 評価については、前年度から変更になったものはない。					

(実績値は令和元年度末時点)

潮見圏域	令和元年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み … ①	91人	184人	45人	146人	18人	110人
提供量（確保方策）						
提供量（計画上の数値）… ②	100人	375人		208人	33人	145人
上段（ ）内：実績値増加数 （前年度比較） 下段：提供量（実績値）…③	(0人) 50人	(0人) 195人		(0人) 247人	(0人) 36人	(0人) 122人
実績と計画の比較 ③-②	-50人	-180人		39人	3人	-23人
実績とニーズの比較 ③-①	-41人	11人		56人	18人	12人
評価	C	B		A	A	B
検証・分析	新規開園等はなし。 評価については、前年度から変更になったものはない。					

第5章部分

2. 地域子ども・子育て支援事業

第5章「地域子ども・子育て支援事業」の部分では、国が示している子ども・子育て家庭等を対象に実施する14の事業において、実績報告と事業評価を行いました。

第5章 地域子ども・子育て支援事業と評価基準

第5章「地域子ども・子育て支援事業」の部分では、「実績値(実際の提供量)」と年度ごとに設定された「提供量(確保方策)※」及び「実際のニーズ量」をそれぞれ比較し、下記の評価基準A～Cに当てはめて評価します。なお、平成29年度分の評価より、従来のA、B、C評価に加え、各事業を量的評価・質的評価に分けて評価しています。

また、毎年各事業の状況を確認し、PDCAを行いながら、評価時点で実態に合った評価を行います。

※ 提供量(確保方策): アンケートを基に算出された市民のニーズ量を満たすために必要な数値

(1) 評価基準

【評価基準表】

A評価…各年度の目標を達成した場合
B評価…各年度の目標は達成していないが、目標に対して推進が認められる場合
C評価…各年度の目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない場合 等

【評価例】

提供量 (確保方策)	実際のニーズ量	実績値(実際の提供量)	評価	
642 人	650 人 (提供量を上回る)	650 人 〔 ◎ 提供量 642 人を満たした↗ ◎ 実際のニーズ量 650 人を満たした↗ 〕	実績値が提供量及び実際のニーズ量を満たしている	A
		645 人 〔 ◎ 提供量 642 人を満たした↗ × 実際のニーズ量 650 人を満たさなかった↘ 〕	実績値が提供量を満たしているが、実際のニーズ量を満たしていない	B
		630 人 〔 × 提供量 642 人を満たさなかった↘ × 実際のニーズ量 650 人を満たさなかった↘ 〕	実績値が提供量及び実際のニーズ量を満たしていない	C
	630 人 (提供量を下回る)	650 人 〔 ◎ 提供量 642 人を満たした↗ ◎ 実際のニーズ量 630 人を満たした↗ 〕	実績値が提供量も実際のニーズ量も満たしている	A
		635 人 〔 × 提供量 642 人を満たさなかった↘ ◎ 実際のニーズ量 630 人を満たした↗ 〕	実績値が実際のニーズ量を満たしているが、提供量を満たしていない	B
		620 人 〔 × 提供量 642 人を満たさなかった↘ × 実際のニーズ量 630 人を満たさなかった↘ 〕	実績値が提供量も実際のニーズ量も満たしていない	C

【表中の記号説明】 ◎ …達成 × …未達成

(2) 地域子ども・子育て支援事業一覧

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	令和元年度 提供量(確保方策)※
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	子育て推進課 (子育て施設担当)	通常保育の利用者に対し、通常 の保育時間を超えて延長して保 育を行う。	利用人数	580 人
2	放課後児童健全育成事業	青少年育成課	保護者の就労等のため、放課後、 家庭での保護を受けることができ ない小学生を対象に適切な遊び と生活の場を与えて健全育成を 図る。	利用 人数	低学年 549 人
				高学年	143 人
3	子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	子育て推進課 (こども担当)	保護者の仕事、疾病、出産等の 理由で子どもの養育が一時的に 困難となる場合等に、児童福祉施 設において一定期間、養育及び 保護を行う。	実施か所数	12 か所
4	地域子育て支援拠点事業	子育て推進課 (こども担当)	子育て支援サービス等に関する 情報提供、相談及び助言等、子 育ての総合窓口を設置するとと もに、子育て中の親子が気軽に遊 べる場(「むくむく」「ぶくぶく」「も こもこ)」を提供する。	実施か所数	4 か所
5	幼稚園における一時預 かり事業	子育て推進課 (こども担当) 管理課	園児の心身の健全な発達を図る とともに、保護者の子育てを支 援するため、幼稚園において在園 児を対象として教育時間後等に保 育を行う。	利用 人数	3歳 11,486 人
				4, 5歳	42,763 人
6	保育所、ファミリー・ サポート・センター等 における一時預かり事業	子育て推進課 (こども担当) (子育て施設担当)	保護者の仕事、疾病、出産、冠 婚葬祭等の緊急かつ一時的な理 由で家庭での保育が困難となる場 合に保育所で預かり保育を行っ たり、ファミリー・サポート・セン ター事業により子どもを預かる。	利用 人数	保育所 10,518 人
				ファミサポ	14,426 人
7	病児保育事業	子育て推進課 (子育て施設担当)	病気や病気回復期の子どもで、 保護者の就労等の理由で、保護 者が保育できない際に、保育施設 で子どもを預かる。	実施か所数	2 か所

※ 提供量(確保方策): アンケートを基に算出された市民のニーズ量を満たすために必要な数値

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	令和元年度 提供量(確保方策)※
8	子育て援助活動支援事業 (小学生のみ) (ファミリー・サポート・センター事業)	子育て推進課 (こども担当)	保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動を行う。	利用人数	15,649 人
9	利用者支援事業	子育て推進課 (子育て施設担当)	「子育てコーディネーター」として認定した支援者が、地域における様々な子育て支援サービスの紹介を行ったり、子育てに関する相談を受け専門の施設へ繋いだりする役割を担い、市民(利用者)が多岐にわたる子育て支援サービスを円滑に利用できるようにする。	実施か所数	1 か所
		健康課	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。	—	—
10	妊婦健康診査	健康課	妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の助成を行う。	利用人数	695 人 (1,175 人)
11	乳児家庭全戸訪問事業	健康課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	訪問件数	662 件
12	養育支援訪問事業	子育て推進課 (こども担当)	子どもの養育について支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭で、支援が必要と認めた家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパー等を派遣して育児指導、育児相談や簡単な育児・家事の援助を行う。	利用人数	7 人
13	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	子育て推進課 (子育て施設担当) 管理課	実費徴収または上乗せ徴収された日用品・文房具等必要な物品購入に要する費用、行事参加に要する費用等の低所得者の負担軽減を図る。	利用人数	84 人
14	多様な主体が本制度に 参入することを促進する ための事業	子育て推進課	新規事業者が事業を円滑に運営していけるよう、支援・相談・助言等を行う。	充実	充実

※ No.9 の健康課所管分は、もともと計画書において「指標」及び「提供量(確保方策)」を設定していないため、「—」で表記しています。

第5章 地域子ども・子育て支援事業の実績と評価

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	提供量 (確保方針)※
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	子育て推進課 (子育て施設担当)	通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行う。	利用人数	580人
2	放課後児童健全育成事業	青少年育成課	保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護を受けることのできない小学生を対象に適切な遊びと生活の場を与えて健全育成を図る。	利用人数	低学年 549人
				高学年 143人	
3	子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	子育て推進課 (こども担当)	保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行う。	実施か所数	12か所
4	地域子育て支援拠点事業	子育て推進課 (こども担当)	子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言等、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べる場(「むくむく」「ぷくぷく」「もこもこ」)を提供する。	実施か所数	4か所

※ 提供量(確保方針): アンケートを基に算出された市民のニーズ量を満たすために必要な数値

◎ 達成
× 未達成

実際のニーズ量	令和元年度実績		評価	検証・分析
	達成の有無			
549人	549人 × 提供量 ◎実際のニーズ	実施園:25園 (市立保育所5園, 市立認定こども園1園, 私立保育園9園, 私立小規模保育事業所7園, 認定こども園3園) 実利用者数:549人 延べ利用者数:5,446人	B	【量的評価】 市内私立園の施設数が平成30年度より1園増加したが, 利用者数は減少した。 【質的評価(課題と対応策)】 通常の保育時間を超えて延長して保育を行うことで, 保護者の就労状況等に柔軟に対応する形で保育を提供することができた。
560人	560人 ◎提供量 ◎実際のニーズ	全体入会者数638人(4月1日時点) 【低学年560人・高学年78人】 ・8校のうち4校を民間事業者に委託した。 ・拠点校方式を取り入れ, 定員を超えた児童を拠点校へ送迎した。 ・GWが9連休になるに伴い, 4月30日と5月2日を2箇所で開催した。	A	【量的評価】 4月1日現在で送迎児童が13人(宮川小学校低学年2人, 山手小学校高学年11人)生じた。低学年は5月に, 高学年は7月に自校での保育が実現した。 【質的評価(課題と対応策)】 左記のような待機児童対策・開級を行い, 保護者のニーズに対応した。次年度以降, 「自校内での保育」というニーズに応えるため, 保育スペースの確保に重点を置く必要がある。
78人	78人 × 提供量 ◎実際のニーズ		B	
—	12か所 ◎提供量	実施箇所数:12か所 利用実績:4か所 利用者延べ人数:3人 年間延べ利用日数:13日	A	【量的評価】 平成30年度より利用人数が増え, 利用日数も増加した。 【質的評価(課題と対応策)】 制度の周知を図り, 必要とされている家庭が利用しやすいように情報提供を行っていく。
—	1か所 × 提供量	・「むくむく」(子育てセンター) 開設日数:212日 利用人数:20,133人 ※他に出張ひろばを2か所で実施 開設日数:81日 利用人数:3,362人 ・「ひとしお」(しおさいこども園) 開設日数:216日 利用人数:6,254人 ・「キオラクラブ」(浜風あすのこども園) 開設日数:168日 利用人数:1,736人	B	【量的評価】 「ぶくぶく」(週1日開設)が終了し, 警報の発令や新型コロナウイルス感染症対策に伴う中止により開設日数が減少したため, 利用人数は昨年度よりも減少した。 【質的評価(課題と対応策)】 親子が家庭で孤立することなく, 地域で子育てのつながりを作ることができたが, 今後, 新型コロナウイルス感染症対策が必要な状況で, どのようにサービス提供していくかが課題。

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	提供量 (確保方策)
5	幼稚園における一時預かり事業	管理課	園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、幼稚園において在園児を対象として教育時間後等に保育を行う。	3歳	11,486人
				4, 5歳	42,763人
6	保育所・ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業	子育て推進課 (こども担当) (子育て施設担当)	保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育所で預かり保育を行ったり、ファミリー・サポート・センター事業により子どもを預かる。	保	10,518人
				ファ	14,426人
				合計	24,944人

◎ 達成
× 未達成

実際のニーズ量	達成の有無	令和元年度実績	評価	検証・分析
5,422人	5,422人 × 提供量 ◎実際のニーズ	私立幼稚園等(市外含む)34園 利用延べ人数:5,422人	B	<p>【量的評価】 私立幼稚園等の預かり保育の利用把握施設が14園増加しているが、利用延べ人数は67人減少している。</p> <p>【質的評価(課題と対応策)】 平成30年度に市内で開園した認定こども園の1号認定子どもの受入れ人数が増加していることに伴い、当事業の利用者数も増加し、継続して家庭での保育が困難な児童を預かることができた。 市外の私立幼稚園等においては、市内在住の子どもが通う全施設の把握及び施設ごとの市内在住者の利用の増減傾向の把握が困難であり、利用者数の減少がニーズの減少によるものか判断が困難である。</p>
29,816人	29,816人 × 提供量 ◎実際のニーズ	市立幼稚園 7園(全園) 利用延べ人数:17,098人 私立幼稚園等(市外含む)34園 利用延べ人数:11,496人 市立認定こども園 1園 利用延べ人数:1,222人	B	<p>【量的評価】 市立幼稚園では平成30年度より利用延べ人数が4,350人減少した。 私立幼稚園等では平成30年度より利用延べ人数が637人増加した。</p> <p>【質的評価(課題と対応策)】 市立幼稚園の利用延べ人数が平成30年度より減少しているが、平均利用者数は、ここ数年大きく変わらず横ばいであるため、一定数の利用ニーズがあることが認められる。 市外の私立幼稚園等においては、市内在住の子どもが通う全施設の把握及び施設ごとの市内在住者の利用の増減傾向の把握が困難であり、利用者数の減少がニーズの減少によるものか判断が困難である。 市立の認定こども園が開園したことでさらに利用者数も増加し、継続して家庭での保育が困難な児童を預かることができた。</p>
1,278人	1,089人 × 提供量 ×実際のニーズ	利用延べ人数:1,089人 私立保育園3園、私立認定こども園1園、私立小規模保育事業所1園で実施(山手夢保育園、夢咲保育園、茶屋保育園、浜風あすのこども園、HANA保育園)	C	<p>【量的評価】 待機者数:21人(令和元年度末) ※待機児童に係る年間延べ利用見込回数:189回</p> <p>【質的評価(課題と対応策)】 利用者数は減少傾向で、待機者は横ばいの状況である。施設整備や認可外保育施設で一定数解消されているため、現状の取組を引き続き行う。</p>
4,990人	3,712人 × 提供量 ◎実際のニーズ 4,801人	利用延べ人数:3,712人(平成30年度:3,969人) 依頼会員:890人 協力会員:312人 両方会員:67人 合計:1,269人(平成30年度:1,231人)	B	<p>【量的評価】 活動回数は減少したが、会員数は平成30年度より増加した。今後も会員数の増加に努めていく。</p> <p>【質的評価(課題と対応策)】 会員向けの講習を行うなど質の向上にも努め、今後も事業の周知啓発を行っていく。</p>

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	提供量 (確保方策)
7	病児保育事業	子育て推進課 (子育て施設担当)	病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で子どもを預かる。	実施か所数	2か所
8	子育て援助活動支援事業 (小学生のみ) (ファミリー・サポート・センター事業)	子育て推進課 (こども担当)	保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動を行う。	利用人数	15,649人
9	利用者支援事業	子育て推進課 (こども担当)	「子育てコーディネーター」として認定した支援者が、地域における様々な子育て支援サービスの紹介を行ったり、子育てに関する相談を受け専門の施設へ繋いだりする役割を担い、市民(利用者)が多岐にわたる子育て支援サービスを円滑に利用できるようにする。	実施か所数	1か所
		健康課	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。	—	—
10	妊婦健康診査	健康課	妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の助成を行う。	利用人数	695人 ^{※1} (1,175人)

No.10は、もともと計画書において確保すべき【令和元年度目標】を設定していないため、下記のとおり設定します。

【※1】No.10「妊婦健康診査」については、令和元年度目標＝「ニーズ量:695人(1,175人)」とします。

◎ 達成
× 未達成

実際の ニーズ量	達成の有無	令和元年度実績	評価	検証・分析
—	1か所 × 提供量	実施施設:1か所 (市立芦屋病院内) 利用延べ人数:353人 (病児保育353人, 病後児保育0人)	B	【量的評価】 平成30年度に比べて利用延べ人数が9人増加した。 【質的評価(課題と対応策)】 平成30年度に当日利用を開始してから, 安定して利用数が増加している。今後も引き続き周知に努めるとともに, 利便性を考慮したうえで受け入れ箇所を増やし, 提供体制のさらなる確保に努める。
2,547人	2,547人 × 提供量 ◎実際のニーズ	利用延べ人数:2,547人 (平成30年度:2,404人) 依頼会員:890人 協力会員:312人 両方会員:67人 合計:1,269人 (平成30年度:1,231人)	B	【量的評価】 会員数・利用人数とも平成30年度より増加した。今後も会員数の増加に努めていく。 【質的評価(課題と対応策)】 会員向けの講習を行うなど質の向上にも努め, 今後も引き続き事業の周知啓発を行う。
—	1か所 ◎ 提供量	市役所内で実施 市立保育所で勤務経験のある保育士資格を有する職員が, 窓口や電話で保育所等の入所相談を受ける際, 保育所等の利用に限らず, 状況に応じて他の子育て支援情報(一時預かり, ファミサポ, 幼稚園, 認可外保育施設等)の提供を行った。	A	【量的評価】 平成30年度に引き続き, 子育て推進課窓口にて保育所の入所相談を中心に, 子育て支援に係るサービスの紹介を行っている。 【質的評価(課題と対応策)】 保育所等への入所相談に限らず, 様々な子育て支援サービスの情報提供を行ったり, 申請に係る各種手続きの案内を行ったりするなど, 切れ目なく支援ができるように努めている。
—	H29~ 新規実施	平成30年4月子育て世代包括支援センターを開設し, 利用者支援事業(母子保健型)を実施している。保健師が常駐し, 妊娠期から子育て期への切れ目のない支援の実現に努めている。 相談延べ人数101人	B	【量的評価】 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため, あいあいルーム等を中止したことから, 平成30年度より相談者数は減少している。 【質的評価(課題と対応策)】 子育てセンターに隣接したことにより, 利用者の利便性は向上しており, 気軽に相談ができる場所が整備できた。
—	— (887人) × 提供量	妊娠届出数:600人 妊婦健康診査助成券利用人数:887人 償還払い人数:140人 【妊婦健康診査助成金額】 5,000円×14枚 10,000円×1枚 2,000円×13枚 合計:10万6,000円 ※平成31年4月より増額	B	【量的評価】 出生数の減少により, 妊婦健診受診券利用者, 償還払い者は減少している。 【質的評価(課題と対応策)】 妊婦健康診査の増額により, 妊婦がいる世帯の経済的負担の軽減に寄与しており, 妊婦健康診査を受診しやすくなっている。

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	提供量 (確保方策)
11	乳児家庭全戸訪問事業	健康課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	訪問件数	662件 ^{※2}
12	養育支援訪問事業等	子育て推進課 (こども担当)	子どもの養育について支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭で、支援が必要と認めた家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパー等を派遣して育児指導、育児相談や簡単な育児・家事の援助を行う。	利用人数	7人 ^{※3}
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	子育て推進課 (子育て施設担当)	実費徴収または上乘せ徴収された日用品・文房具等必要な物品購入に要する費用、行事参加に要する費用等の低所得者の負担軽減を図る。	利用人数	84人 ^{※4}
		管理課			

※No.11～No.13は、もともと計画書において確保すべき【令和元年度目標】を設定していないため、下記のとおり設定します。

[※2] No.11「乳児家庭全戸訪問事業」については、令和元年度目標＝「推計値:662件」とします。

[※3] No.12「養育支援訪問事業等」については、希望して利用できるサービスではないため、令和元年度目標として「推計値:7人」とします。

[※4] No.13「実費徴収に係る補足給付を行う事業」については、利用の条件があり、希望して利用できるサービスではないため、27年度末に

◎ 達成
× 未達成

実際のニーズ量	達成の有無	令和元年度実績	評価	検証・分析
597件	535件 × 提供量 × 実際のニーズ	対象戸数 597戸 訪問数 535人(うち新生児訪問11人) 訪問率 89.6% 養育環境把握数 575人(96.3%) ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、訪問を希望されない世帯が増えたため、訪問率がやや減少した。 【未訪問の内訳】 他市・他機関への依頼による訪問:28人/電話相談対応:12人/病院入院中:0人/転出:9人/海外在住:0人/希望無し:3人/連絡つかず:10人	B	【量的評価】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、平成30年度より訪問率が減少しているものの、継続して高い訪問率を維持することができている。 【質的評価(課題と対応策)】 未訪問者についても追跡し、養育環境を把握している。専門職が訪問・養育環境を把握することで、育児情報の提供、保健相談を行うことができ、育児支援につながっている。
2人	2人 × 提供量 ◎ 実際のニーズ	利用人数(実人員)2人(ヘルパー派遣) 年間延べ利用日数18日	B	【量的評価】 平成30年度より利用人数・利用日数は増加した。 【質的評価(課題と対応策)】 制度の周知を図り、必要とされている家庭が利用しやすいように情報提供を行っていく。
1,248人	1,248人 ◎ 提供量 ◎ 実際のニーズ	保育所・認定こども園等に在籍する生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割額67,500円未満(1号認定は77,101円未満)の世帯を対象に教材費、行事費等を一定の上限まで給付 対象者:266人 利用者延べ人数:358人 ----- 市立幼稚園に在籍する生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割額77,101円未満の世帯を対象に教材費、行事費等を一定の上限まで給付 対象者:73人 利用者延べ人数:715人 ----- 私立幼稚園(新制度未移行園)に在籍する市町村民税所得割額77,101円未満の世帯及び所得にかかわらず、第3子以降の子どもがいる世帯を対象に副食費を一定の上限まで給付 対象者:33人 利用者延べ人数:175人	A	【量的評価】 実費徴収に係る補足給付事業については、対象者を拡充したため、平成30年度に比べて対象者数が増加した。 【質的評価(課題と対応策)】 保育所・認定こども園等の対象者を市町村民税非課税世帯と市町村民税所得割額67,500円未満(1号認定は77,101円未満)の世帯まで拡充した。 ----- 【量的評価】 実費徴収に係る補足給付事業については、対象者を拡充したため、平成30年度に比べて対象者数が増加した。 【質的評価(課題と対応策)】 市立幼稚園の対象者を市町村民税非課税世帯と市町村民税所得割額77,101円未満の世帯まで拡充した。また、私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付事業を新設した。

設定した「目標値:84人」とします。

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	提供量 (確保方策)
14	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	子育て推進課 (子育て施設担当)	新規事業者が事業を円滑に運営していけるよう、支援・相談・助言等を行う。	達成度	充実 ^{※5}

※No.14は、もともと計画書において確保すべき【令和元年度目標】を設定していないため、下記のとおり設定します。

[※5] No.14「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、数値目標の設定はないため令和元年度目標の項目

◎ 達成
 × 未達成

実際の ニーズ量	達成の有無	令和元年度実績	評価	検証・分析
—	◎ 提供量 新規実施 (1か所)	巡回回数:48回 (平成30年度:80回) 小規模保育事業所:23回 保育園・認定こども園:25回 新規開園施設訪問 3か月に1度 必要時の訪問 5回 保育所長経験者と幼稚園教諭、保育士が新規開園の施設を訪問し、本市の教育・保育内容を伝えるとともに、相談、助言を行い他機関との情報共有を行う機会を提供した。また、保育や子育て支援の悩み等の相談も受け、より良い方向に向かえるように助言を行っていった。	B	【量的評価】 定期的な訪問は、3か月に1度になったが、加えて必要に応じた訪問も行ったため、困っていたり、悩まれたりされている時に、迅速に解決に向けて協議ができた。 【質的評価(課題と対応策)】 施設訪問を何度も行うことで、施設とのつながりが深まり、困りごと、悩みごとを伺い、他機関とのつながりも持てたことで、保育行政が潤滑に行われた。今後も必要なフォローをしていきたい。

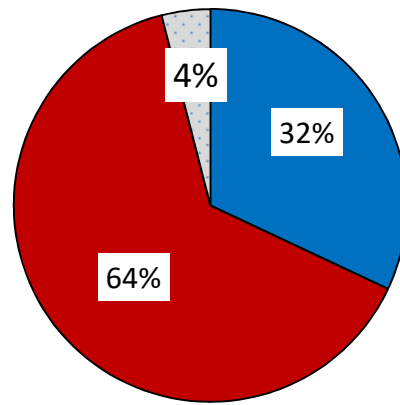
を「充実」とします。

基本目標別評価まとめ

～第4章「重点事業」・第5章「地域子ども・子育て支援事業」～

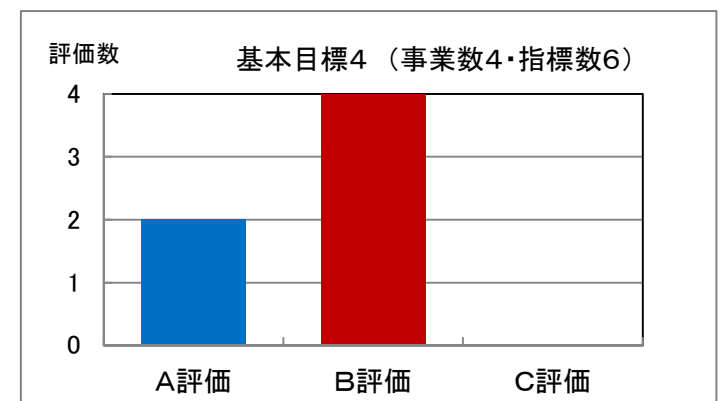
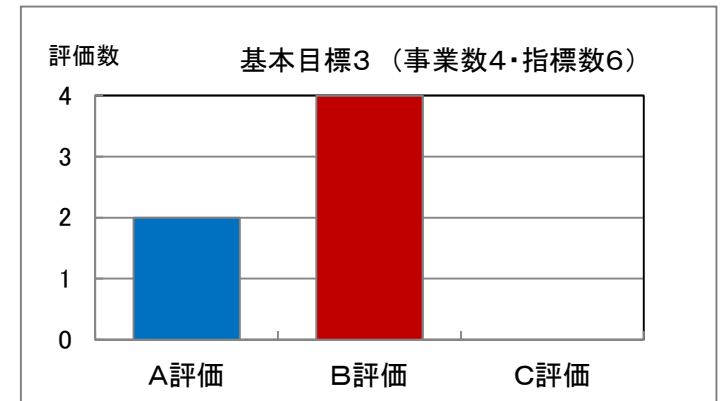
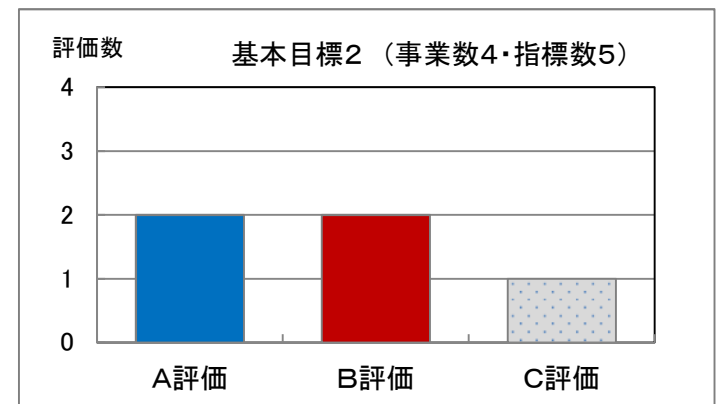
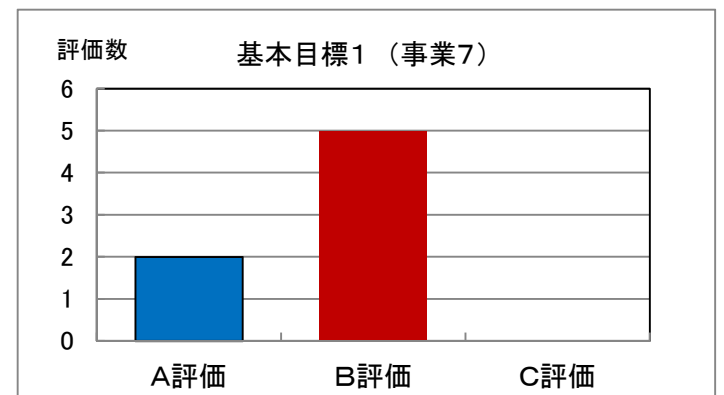
第4章の「重点事業」（事業No.に網掛けのある事業），第5章の「地域子ども・子育て支援事業」，合計20事業（指標数25）の評価結果をまとめました。

評価の割合



■ A評価: 8
 ■ B評価: 16
 □ C評価: 1

基本目標	事業No.	事業名	評価	
基本目標1 家庭における 子育てへの支援	No.3	子育て短期支援事業(子育て家庭ショートステイ事業)	A	
	No.4	地域子育て支援拠点事業	B	
	No.8	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(小学生のみ)	B	
	No.10	妊婦健康診査	B	
	No.11	乳児家庭全戸訪問事業	B	
	No.12	養育支援訪問事業等	B	
	No.13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	A	
基本目標2 子どもの健やかな 発達を保障する 教育・保育の提供	重点No.1	教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流	A	
	重点No.2	幼稚園教諭, 保育士の人材育成と資質の向上	A	
	No.5	幼稚園における一時預かり事業	B	
	No.6	保育所・ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業	保育所	C
ファミリー・サポート・センター			B	
基本目標3 すべての子どもの 育ちを支える環境 の整備目標	重点No.3	地域における子育て支援活動	A	
	重点No.4	公共施設の周知	B	
		公園ニーズの把握, 公園整備の実施	B	
	重点No.5	子ども向けの防犯啓発リーフレットの発行	A	
		防犯講習会の実施	B	
重点No.6	交通安全の意識向上	B		
基本目標4 仕事と子育ての 両立の推進	No.1	時間外保育事業(延長保育事業)	B	
	No.2	放課後児童健全育成事業	低学年	A
			高学年	B
	No.7	病児保育事業	B	
	No.9	利用者支援事業	特定型	A
母子保健型			B	
—	No.14*	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	B	



※ 基本目標1～4に属さないため、右記の棒グラフには含めていません。

全体としてC評価は1事業であり、B評価の割合が高くなっています。

第4章の重点事業では6事業に対する8の評価指標のうちA評価が4個、B評価が4個でC評価はありません。

第5章の地域子ども・子育て支援事業では13の事業に対する17の評価指標のうちA評価が4個、B評価が11個、C評価が1個という結果でした。各事業の数値目標について、「提供量(確保方策)」及び「実際のニーズ量」の両方を達成しているA評価の割合よりも、どちらか一方のみ達成しているB評価の割合が高いことから、両方の目標の達成に向け、更に事業を推進していく必要があります。また、B評価の事業でも、計画上の目標値である「提供量(確保方策)」に相当する利用希望が無く、「実際のニーズ量」は達成している事業もあります。

第4章、5章ともに、A評価の事業も含め、サービスの質が低下することのないよう体制の維持に努めるとともに、潜在的なニーズも考慮し、事業の推進に努めます。

なお、令和2年度以降は第2期子育て未来応援プラン「あしや」(令和2年3月策定)において、引き続き各事業を推進していきます。

<編集・発行>

芦屋市こども・健康部子育て推進課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL:0797-38-2045

FAX:0797-38-2190